



《添付していただく書類》

相続の場合

遺産分割協議書(未登記家屋が記載されているもの)の写し

※遺産分割協議書がない場合は、

- ①相続人全員の署名、押印（実印）…署名、押印は下記の相続人署名欄をご利用ください。
- ②相続人全員の印鑑証明書…下記の署名欄に押印されたものの証明書が必要です。
- ③戸籍謄本…相続人全員を確認するため、被相続人が生まれてから亡くなるまでの連続した全ての戸籍が必要です。

ただし、相続人が一人又は法定相続分による相続の場合は、②印鑑証明書は不要です。

売買、贈与、その他の場合

1 売買契約・贈与契約の成立又は所有者が変更された旨を証する書類

(売買契約書の写し、贈与契約書の写し等)

2 印鑑証明書(新所有者・旧所有者のもの各1通)

※遺産分割協議書がない場合の相続人署名欄

(相続人全員の方の署名、押印をお願いいたします。)

住所 氏名	実印	住所 氏名	実印
住所 氏名	実印	住所 氏名	実印
住所 氏名	実印	住所 氏名	実印
住所 氏名	実印	住所 氏名	実印
住所 氏名	実印	住所 氏名	実印